

徳島県告示第二百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の退任について届出があつたので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和六年五月二十四日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

海部西土地改良区

二 退任清算人

| 氏 名     | 住 所            |
|---------|----------------|
| 風呂谷 祥 司 | 海部郡海陽町富田字南澤一。六 |
| 惣 田 清 弘 | 芝字居内三三         |
| 高 木 一 夫 | 野江字小路一七        |
| 居 敷 良 展 | 中山字北地二二二       |
| 歌 泰 一   | 吉田字前田九一        |